

2020年11月16日
株式会社 山陰合同銀行

振込限度額の見直しおよび限度額引上げタイミングの変更

昨今、他金融機関において、ショートメッセージ（SMS）を利用して、銀行のログイン画面を模倣した偽画面に誘導する事例が多数確認されております。

山陰合同銀行では、上記の手口などによる不正送金被害からお客さまの大切な預金をお守りするため、ごうぎんインターネットバンキングサービスに以下の対策を講じさせていただきますので何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

(1) 振込限度額引上げタイミングの変更

変更前	変更後
振込限度額（1日あたり）引上げの申込完了後、即時に反映	振込限度額（1日あたり）引上げの申込完了後の3日後の午前0時に反映

※なお、振込限度額の引下げは即時に反映します。振替限度額は引上げ、引下げともに即時に反映します。

(2) 2019年12月以前からご利用のお客さまの振込限度額の見直し

下記実施日時時点で振込限度額が500万円のお客さまは、限度額を一旦30万円に引下げさせていただきますので、30万円以上の振込をご希望のお客さまは改めて必要額まで引上げて頂きますようお願いいたします。なお、11月16日（月）以降に振込限度額を引上げる場合は、3日後の反映となりますのであらかじめご了承ください。

(3) 実施日：2020年11月16日（月）